明るい選挙広報紙

しろばら

明るい選挙のシンボルは“白バラ”

令和８年１１月 第１２３号

「公職選挙法」が一部改正され、選挙期間中のインターネット利用に関するルールが見直されました。



主な改正点

1　電子メール利用による文書図画頒布規制の廃止

　これまでの選挙運動における電子メールの利用については、候補者や政党等に限定されるなど、特有の制限（送信主体の制限等）が設けられていました。
　一方、ウェブサイトやSNSなどインターネットの利用については、そのような制限は設けられておらず、今回の改正でウェブサイトやSNSなどと同じルールに統一されました。

2　AI技術使用画像等の表示義務

　近年、AI技術を使って本物そっくりの画像や動画を簡単に作れるようになりました。
選挙に関するインターネット上の投稿において、AIを利用して作成または改変された画像や映像が掲載された文書図画を頒布する場合には、「これはAIを利用して作成・改変されたものである旨」を、通信端末の画面に正しく表示しなければならないこととされました。

3　インターネット等で情報発信する者の責務

　選挙に関しインターネット等を利用して情報を発信する者は、公職の候補者に関する虚偽の事項（嘘の情報）を公にしたり、事実をゆがめて公にしたりして、選挙の公正を害することがないようにしなければならないこととされました。
　インターネットやSNSは誰もが気軽に情報を発信できる便利なツールであるからこそ、一人ひとりが責任を持って、公平で正しい情報発信を心がけることが求められています。



上記の改正は、
「令和９年３月１日以降の選挙」に適用されます！





今後令和８年度中に奄美群島内で任期満了となる選挙

選挙の種類	任期満了日
天　城　町　長　選　挙	令和８年12月26日
天　城　町　議　会　議　員　選　挙	令和８年12月29日
宇　検　村　長　選　挙	令和９年１月24日

「県議会議員選挙」も令和９年４月に任期満了を迎えます！



選挙の種類	任期満了日
県　議　会　議　員　選　挙	令和９年４月29日

「三ない運動」を徹底しましょう！！



年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物をする機会の多いシーズンです。
そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」（贈らない、求めない、受け取らない）です。
政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

① 政治家の寄附は禁止(**贈らない**)！
② 政治家の寄附を**求めない**！
③ 政治家の寄附を**受け取らない**！



広報誌「総務省」(令和7年12月号)より



大島支会ＨＰ（鹿児島県ＨＰ）について
当支会が作成した過去の明るい選挙広報紙「しろばら」、学生のための選挙広報紙及び奄美群島在住の方が作詞・作曲された「明るい選挙の歌」音源データも掲載されていますので、二次元コードからぜひご覧ください★

編集発行　鹿児島県明るい選挙推進協議会大島支会
鹿児島県選挙管理委員会連合会大島支会
（事務局）鹿児島県 大島支庁 総務企画課 地域振興係　〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3　TEL 0997-57-7218